

仕 様 書

1 件名

令和7年度林業作業用施設の効果的な設置等に向けた調査委託事業

2 事業の履行期間

契約締結の日から令和8年3月12日までとする。

3 事業の目的

令和2年3月の林道規程の改正により、林業作業用施設（作業場所、土場、森林作業道の取付口等）を必要な箇所に設置しなければならないものとされたが、地域の作業システムや使用する機械の大きさなどで異なる中で、設置する施設の規格などの基準は設けられていない状況にある。

今後、資源の充実に伴う森林資源の循環利用が進む中で、効率的に森林整備を進めるためには、適切な林業作業用施設の設置が必要となるため、各都道府県に対しても積極的な設置を求めているところであるが、これまで林業作業用施設を設置していなかった地域からは、設置する施設の規格の目安がないため検討が難しいとの声が上がっている。

このため、全国的林業作業用施設の設置状況の把握を目的として、都道府県を対象としたアンケート・ヒアリング調査を行うとともに、林業生産活動が旺盛な複数の地域における、地域の主要な作業システムや林業機械の規格に応じた林業作業用施設等の配置・規模等に関する現地調査を行い、それらの情報を整理して、効果的な林業作業施設の設置に資するガイダンスを作成する。このことにより、森林の適正な整備及び保全の円滑な実施や、通行車両の安全かつ円滑な通行に寄与する林業作業用施設の効果的な設置を推進する。

4 事業の内容

（1）事例収集

林道規程第33条に定める林業作業用施設のうち森林施業用に区分される施設について、都道府県等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を行い、設置状況及び過去3年間の使用実態を把握する。

① 調査対象施設

本調査の対象とする施設は、林業作業用施設のうち下記ア～ウとする。

ア 作業場所

伐採木を全木又は全幹で集材し、林業機械等による枝払い又は造材や移動式チップパー等による末木枝条等のチップ化及びチップのトラックへの積込等を安全かつ円滑に行うために必要な場所として設置されたもの。

イ 土場

森林施業により搬出された丸太をはい積み等により安全に集積するとともに、木材輸送を行うトラックへの積込を円滑かつ安全に行うほか、森林施業従事者の通勤用自動車や林業機械の駐車場所、伐採や造林又は保育に必要な資機材の保管場所として使用するために設置されたもの。

ウ 森林作業道の取付口

自動車道から森林内の地形が緩傾斜となる地点までの区間に設置されたもの。

② 事例収集方法

ア 都道府県へのアンケート調査

全都道府県に対し、アンケート調査を実施し、林業作業用施設の設置状況等を把握する。併せて、主要な作業システムや林業機械の種類と規格についても収集する。なお、アンケート調査内容については、林野庁担当者と調整の上で決定するものとする。

イ 現地調査

林業作業用施設の整備が進んでいる特徴的な5都道府県を抽出し、現地調査を行う。現地調査に際しては、森林施業を実施した森林組合や林業事業体に対して、林業作業施設の使用状況や改善の工夫等に関するヒアリング調査を行うとともに、同施設の配置や事業実施時の活用の状況等を記録・検証するため、現地調査を行う。なお、調査の対象とする都道府県やヒアリングの項目、現地調査の手法については、林野庁担当者と調整の上で決定する。

(2) ガイダンスの作成

林業作業用施設（作業場所、土場及び森林作業道の取付口）について、地域の作業システムや林業機械の規格に応じて求められる配置・規模・規格を整理したガイダンスを作成する。ガイダンスの作成に際しては、以下の項目に応じて、林業作業用施設のそれぞれの適切な配置・規模・規格を示すことにより、各地域の実情に応じた検討が行えるガイダンスとなるよう留意することとする。

- ① 主要な作業システム（車両系・架線系別）
- ② 土場に搬出される最大木材量
- ③ 生産される丸太のサイズ
- ④ はい積方法（はい山の幅・高さ・長さ、設置箇所数・間隔等別）
- ⑤ 林業機械・トラックの規格やトラックへの積込方法

5 成果物

4に掲げる事項について事業報告書にとりまとめ、紙媒体及び電子媒体（DVD－R）を提出する。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼付し、提出すること。

納入場所：林野庁森林整備部整備課林道事業班

（農林水産省別館 7 階 ドアNo. 別721）

- （1）調査報告書 3 部
- （2）ガイダンス 5 部
- （3）（1）（2）の電磁記録媒体資料 3 部
- （4）成果物の帰属等

本事業を実施することで得られた成果は農林水産省に帰属する。

6 その他

- （1）事業実施計画書を契約締結後10日以内に提出すること。
- （2）本業務の目的を達成するため、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。なお、受注者は、発注者と本業務の円滑な進捗及び成果物の質の向上を図るため、打合せを初回、中間、完了時以外にも必要に応じて実施する。
- （3）受注者は、本業務の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本業務の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行う。
- （4）本業務の受注者は、成果物等について、納入期日までに発注者に内容の説明を実施して検収を受ける。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入する。
- （5）本業務における成果物等の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本業務の実施の従前から権利を保有していたなどの明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て発注者に帰属する。

発注者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾するとともに、任意に開示できるものとする。

本業務に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、発注者から受注者に対価が完済されたとき受注者

から発注者に移転するものとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受注者は発注者に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (6) 本業務における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受注者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受注者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等を確認する。
- (7) 受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

- (8) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ発注者と受注者が協議を行うものとする。
- (9) 本業務の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Microsoft Excel、Word、PowerPoint等）により、電子媒体（DVD-R）にて提出する。なお、納入場所及びウイルス対策については、5の成果物の提出と同様とする。
- (10) 受注者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

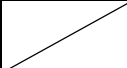
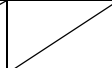
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）